

廿日市市協働によるまちづくり 推 進 計 画（第2期）



目 次

はじめに	1
推進計画とは	
(1) 計画の趣旨	1
(2) 計画の性格	1
(3) 計画の期間と進行管理	1
(4) 計画の構成	2
(5) 施策の方向性	2
1 めざすまちに向かって	
前文、第1条、第2条、第3条	4
第4条、第5条	6
2 特性を生かしたまちづくり	
第7条、第8条	8
3 情報発信による信頼関係づくり	
第9条	11
4 人づくり	
第10条、第11条、第12条、第13条	13
第14条	15
5 活動に対する評価と支援	
第15条、第16条	17
6 推進、検証、改善	
第6条	19
7 実効性の確保	
第17条、第18条、第19条、第20条	20
計画期間中の取組	22

～はじめに～

少子高齢化、市民ニーズや地域課題の多様化に伴い、市役所のみが「公共」を担うことに限界を迎えている今、市民（住民、事業所）、まちづくり活動団体など、さまざまな人や組織と力を合わせることで、より大きな成果を挙げる「協働型」の取組を増やしていくことが求められています。

第1期計画の策定以降、「協働型市役所」の確立に向けて取り組んできましたが、職員の協働に対する意識は高まっていない状況です。意識強化のために、職員研修の実施、協働事例集の作成、周知などにより理念の共有を図ってきましたが、仕事での実践、検証、評価を促進する取組が不足しており、ここに課題が積み残されたものと捉えています。また、研修も参加者に偏りがあることから、今後の実施方法に工夫が必要です。

これらのことから、第2期計画の期間では、「協働型」への転換は、仕事の検証と評価に重点を置き、仕事の中で進めていくこと、職務以外で市民とともにまちづくり活動に参加することの両方を促進させることを体系的に取り組んでいくことが必要です。

そして、少子高齢化、市民ニーズや地域課題の多様化に対応できるしなやかな協働型市役所を確立させるとともに、地域自治組織、NPO法人、市役所など多様な主体がそれぞれの強みと地域の特性を生かしながら、つながりを大切にした協働によるまちづくりの実践に取り組みます。

～推進計画とは～

(1) 計画の趣旨

廿日市市協働によるまちづくり基本条例第6条に規定する協働によるまちづくりを推進するための計画です。

条例に規定した内容について、市が取り組む事業を掲載し、各部局や関係する主体と連携しながら関連する施策を総合的かつ計画的に進めます。

(2) 計画の性格

第6次廿日市市総合計画で掲げるまちづくりの基本理念「市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり」にもとづいて、まちづくりを進めるための方向性と取組を明らかにしています。

(3) 計画の期間と進捗管理

計画の期間は、第6次廿日市市総合計画に合わせ、平成28年度から平成32年度までの5か年とし、計画の進捗状況等を踏まえ必要な見直しを行います。

計画全体の進捗管理は、第6次廿日市市総合計画と連動させ、総合計画に掲載するまちづくり指標と目標値により行います。

第6次廿日市市総合計画まちづくり指標と目標値

まちづくり指標	総合計画策定時 (平成26年度)		目標値 (平成32年度)
「市民と行政の協働のまちづくり」の満足度 ※3.00が中間値	2.85		3.10

(4) 計画の構成

計画は、「条文」「主旨」「現状と課題」「計画期間中の方向性」「計画期間中の取組」「計画期間中の目標値」で構成します。

「主旨」は、この条文で謳っていることの主な意味を記し、「現状と課題」は、第1期計画の実施状況を検証した結果を記載しています。「計画期間中の方向性」は、計画期間である平成28から32年度までの間で実現しようとする方向性を示し、「計画期間中の取組」は、現時点で予定している具体的な事業を記載しています。「計画期間中の目標値」は、最低限達成することが望ましい目標値を設定しています。

また、事業の詳細については、別途、事業シートにより進捗の確認を行います。

(5) 施策の方向性

この推進計画は、条例前文から第3条までの基本的な事項を大切にしながら協働によるまちづくりを進めるため、第4章の協働によるまちづくりを推進する仕組みを中心に計画期間中の方向性を示しています。

【施策の方向性】

基本原則	推進する仕組み	施策の方向性
1 誰でもまちづくりに取り組むことができます 2 互いの自主性を尊重しながら取り組みます 3 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます 4 それぞれの地域性を大切にして取り組みます 5 情報の共有を図りながら取り組みます 6 互いに信頼関係を築いて取り組みます 7 次代につながる人づくりをしながら取り組みます		・協働の理念共有 ・協働の実践と検証・評価
	(1) 特性を生かしたまちづくり	・まちづくりを支える環境整備や交流、連携の場づくり ・コミュニティビジネスの創出 ・地域課題解決に向けた円卓会議の推進
	(2) 情報発信による信頼関係づくり	・さまざまな分野間での情報共有の推進 ・受け手の立場に立った情報の伝達
	(3) 人づくり	・知識・技能をまちづくりにつなげる ・気軽に参加できる機会づくり ・リーダーシップを発揮する人材の育成支援 ・職員に対する協働の理念の浸透 ・市民と協働で職務を遂行する職員の育成
	(4) 評価及び支援	・互いを知り合う場の充実 ・協働事業提案制度及びまちづくり活動評価制度の構築

1 めざすまちに向かって

前文

私たちが暮らす廿日市市は、海から山に至る豊かな自然、歴史、伝統、文化、産業に恵まれた素晴らしいまちです。

平成の合併により、五つの市町村が一つのまちになったことで、これまで培われてきた地域特性を生かしながら、一つの家族のようなつながりを築く機会を得ることができました。

私たちが、これからもこのまちで安心して安全に暮らすためには、和みがあってあたたかい笑顔のつながりが欠かせません。また、まちの元気を未来につなげるために、子どもや若者などとともに、市民主体のまちづくりをより一層進めていくことが必要です。

新しいつながり、より深いつながりを育み、市民同士、市民と行政が一体となって「はっかいちが好き！」と言えるまちづくりを進めるため、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廿日市市における協働によるまちづくりに関し、基本的な事項を定めることにより、地域自治を推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) まちづくり 廿日市市に存する課題の解決を図り、暮らしやすい豊かな地域社会をつくるために行われる公共の利益を増進させる取組をいいます。
- (2) 市民 次に掲げるものをいいます。
 - ア 市内に住所を有する個人
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び団体
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する個人
 - エ 市内の学校に在学する個人
 - オ 市内においてまちづくりに取り組む個人及び団体
- (3) まちづくり活動団体 地縁又は共通の関心に基づくつながりによりまちづくりに取り組む団体をいいます。
- (4) 市 廿日市市の執行機関をいいます。
- (5) 協働 市民、まちづくり活動団体及び市がお互いを理解し、信頼するとともに、自主性を尊重して共通する目的に対し協力することをいいます。
- (6) 市域 廿日市市の区域をいいます。
- (7) 地域 市域において、平成15年合併前における旧市町村及び平成17年合併前における旧町の区域をいいます。
- (8) 地区 おおむね小学校区（大野地域においては、区）を単位とする区域をいいます。

第2章 協働によるまちづくりの基本原則等 (基本原則)

第3条 協働によるまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 誰でもまちづくりに取り組むことができます。
- (2) 互いの自主性を尊重しながら取り組みます。
- (3) 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます。
- (4) それぞれの地域性を大切にしながら取り組みます。
- (5) 情報の共有を図りながら取り組みます。
- (6) 互いに信頼関係を築いて取り組みます。
- (7) 次代につながる人づくりをしながら取り組みます。

○ 主旨

廿日市市協働によるまちづくり基本条例の前文、第1章、第2章では、協働によるまちづくりでめざすまちの姿や基本原則など、この条例の基本的な事項を謳っています。条例前文に掲げるまちや第1条（目的）に掲げる暮らしやすい豊かな地域社会の実現に向けて、廿日市市に暮らす市民が、まちづくりへ参加するよう進めることやつながりを育むことが大切です。

そこで本計画では、条例の理念を共有するために、市の職員と市民、すべての人に対する普及啓発に取り組みます。なお、第3条第4号から第7号に関連する個別の具体的な仕組みは、第4章各条の規定に関連する取組として位置づけます。

○ 現状と課題

職員に対する協働の理念の普及啓発は、研修や協働事例集の作成と紹介などにより進めてきましたが、職員アンケートや条例検討市民委員のヒアリング（以下「ヒアリング」といいます。）等から、十分に浸透していない状況です。また、市民への啓発も出前トークなど限られた機会のみとなっています。このため、職員及び市民への啓発を行うとともに、条例を分かりやすく見える形で伝えることが必要です。

○ 計画期間中の方向性

① 協働の理念共有

職員に対しての啓発は、第14条の取組によって実施します。

市民への啓発は、出前トーク、まちづくりに関する講演会・交流会、円卓会議など機会を捉えて実施します。

○ 計画期間中の取組

【方向性① 協働の理念共有】

- ・ 協働事例集作成による条例の啓発（協働推進課）
- ・ 出前トークによる条例の啓発（協働推進課）
- ・ 条例の掲示等による啓発（協働推進課）

(市民の役割)

第4条 市民は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、まちづくりに関わるよう努めるものとします。

2 市民は、自らが持つ知識、技能等を積極的に生かしてまちづくりに取り組むよう努めるものとします。

3 まちづくり活動団体は、市民の参加意思を尊重し、互いのつながりを生かしてまちづくりに取り組むよう努めるものとします。

4 第2条第2号イに規定する市民は、地域社会の一員として、企業活動を通じて地域活性化に寄与するよう努めるものとします。

(市の責務)

第5条 市は、協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

2 市は、まちづくりの課題、市民の要望等に適切に対応することができるよう、機能的かつ効果的な組織運営を行います。

3 市は、市民及びまちづくり活動団体がまちづくりに積極的に取り組むことができるよう、施設の整備、情報の共有、交流の機会の提供その他の環境の整備を行います。

4 市の職員は、市民全体の奉仕者であるとともに、市民の一員であることを自覚し、まちづくりに積極的に取り組みます。

○ 主旨

協働によるまちづくりとは、お互いの自主性を尊重しながら共通する目的に対し協力することをいいます。第4条では、協働によるまちづくりにおける市民の役割を、また第5条では、市及び市の職員の責務を謳っています。

市民の役割を市が強制することはできませんが、本計画では、それらの役割を果たすことができるようにすることも含め、市の責務として環境整備に取り組みます。

○ 現状と課題

■ 職員アンケート結果では、市役所内部における組織間の連携ができているように見受けられますが、一方でヒアリング結果等では、連携は十分とは言えない状況であり各部署の組織間連携を図ることが必要です。また、施策の検討にあたっては、地域住民の参画が求められているなど、対話の機会を増やすことが必要です。

■ 市民と協働でまちづくりを進めるため、職員の協働意識を定着させるとともに、市役所の協働体制の確立、協働の実践と検証・評価に取り組むことが必要です。

○ 計画期間中の方向性

① 協働の実践と検証・評価

市民・まちづくり活動団体と市が実施する協働事業について、実施とプロセスの検証・評価を促進します。

○ 計画期間中の取組

【方向性① 協働の実践と検証・評価】

- ・ 地域連携会議の開催による地域の情報や地域課題の共有（地域政策課 他）
- ・ パブリックコメント制度による市政への市民参画（経営政策課）
- ・ 「(仮称) 協働事業提案制度」の構築（協働推進課）

○ 計画期間中の目標値

名 称	基準値 (H27)	目標値 (H32)
まちづくり活動団体と市が連携して新たに実施する協働事業の件数		10 件
まちづくり活動団体と市が連携して新たに実施する協働事業のうち検証と評価を行った事業の割合		100%

2 特性を生かしたまちづくり

第4章 協働によるまちづくりを推進する仕組み

第1節 特性を生かしたまちづくり

(地区、地域及び市域におけるまちづくり)

第7条 地区、地域及び市域におけるまちづくりは、市民及びまちづくり活動団体が交流し、市と連携を図りながら、それぞれの特性を生かして進められるものとしします。

2 地区、地域及び市域におけるまちづくりの拠点※は、市民センター、支所（廿日市地域においては、本庁）、市民活動センター等とします。

(円卓会議)

第8条 円卓会議は、市民、まちづくり活動団体及び市が、まちづくりに関する情報の共有、課題の解決等を図るため、対等な立場で話し合う場とします。

2 市民、まちづくり活動団体及び市は、連携を図りながら、区域の特性を生かしたまちづくりを行うために、必要に応じて円卓会議を開催するものとしします。

※ まちづくりの拠点：地区・地域・市域のまちづくりは、市民センター、地区集会所（大野地域）、支所、市民活動センター、総合健康福祉センター、市役所などを拠点として進めていきます。

市民センターは、市民が気軽に集える身近な施設であり、市民・まちづくり活動団体同士の連携促進や地域課題の解決に役立つ講座の開催（社会教育）などの取組を通じて、地区のまちづくりを進めます。

支所は、その地域の良い点や課題などがよく分かるところであり、さまざまな地域資源を生かして、地域のまちづくりを進めます。

市民活動センターは、市民、まちづくり活動団体、市の連携や交流を促進します。また、市民活動に関する相談、人材の育成、情報の提供などの取組を通じて、市域のまちづくりを進めます。

市民センター、支所、市民活動センター、市役所などは、相互に連携しながら、まちづくりを進めていきます。（廿日市市協働によるまちづくり基本条例 逐条解説から）

○ 主旨

第7条では、地区や地域のこれまでに培ってきたまちづくりの方法、歴史、風土などの地域性や、市民やまちづくり活動団体が持つさまざまな知識、技能などの得意なことを生かしながら、協働によるまちづくりを進めていくことを謳っています。

第8条では、さまざまな活動主体が特性を大切にしながらまちづくりを進めていくために、市民、まちづくり活動団体や市が「円卓会議」で情報を共有しながら信頼関係を築き、課題解決に向けた話し合いを行うことを謳っています。

○ 現状と課題

- 「人や情報をつなげるコーディネートの実（環境整備）」については、第6次廿日市市総合計画まちづくり市民アンケート調査（以下「市民アンケート」といいます。）やヒアリングから十分ではない状況です。そのため、つなげるという機能を充実させてまちづくりを支える環境を整え、オープンな形式での交流、連携の場づくりを推進することが必要です。また、さまざまなまちづくり活動団体が連携し協力できるよう、地区・地域の領域で活動する団体（地縁系）と文化、福祉、環境などのテーマごとに活動する団体（テーマ系）のつながりづくりが必要です。
- 地域活動を継続的に進めていく仕組みのひとつとして、まちづくり活動団体等のコミュニティビジネスの創出を進めることが必要です。
- 課題解決への話し合いの場として、支え合いの地域づくりをテーマにした円卓会議等が、職員も運営支援に関わりながら開催されていますが、「円卓会議は、開くことが目的ではなく、多くの人にとって有効になるようなものを考えなければならない。」といった意見もあることから、地域課題の解決に向け、多くの人にとって有効な「円卓会議」の推進を図ることが必要です。

○ 計画期間中の方向性

① まちづくりを支える環境整備や交流、連携の場づくり

まちづくりを支える環境を整えたり、オープンな形式での交流連携の場づくりや、地区・地域の領域で活動する団体とテーマごとに活動する団体のつながりづくりを進めます。

② コミュニティビジネス※の創出

まちづくり活動団体等のコミュニティビジネス※への取組を支援します。

③ 地域課題解決に向けた円卓会議の推進

地域課題の解決手段である円卓会議の企画、運営支援などを行うとともに、円卓会議の有効性が「見える」よう各地域に広めます。

※ コミュニティビジネス：子育てや地域福祉、防犯・防災など地域に密着した課題をビジネス的な手法によって解決しようとするもの。ボランティアに頼らず、自立した事業活動となることで、持続可能なものとなる。

○ 計画期間中の取組

【方向性① まちづくりを支える環境整備や交流、連携の場づくり】

- ・ 「まちづくり交流会」の開催による交流の場と機会の提供（協働推進課）
- ・ 佐方市民センターと串戸市民センターの地域運営（地域政策課）
- ・ 市民・まちづくり活動団体同士の連携促進（地域政策課 他）
- ・ 地域支援員の設置による過疎・中山間地域等の生活支援（地域政策課）

【方向性② コミュニティビジネスの創出】

- ・コミュニティビジネスへの取組み支援（しごと共創センター 他）

【方向性③ 地域課題解決に向けた円卓会議の推進】

- ・ 地域における対話の機会への参画支援による円卓会議の推進（地域政策課・協働推進課）
- ・ 地区・地域の領域で活動する団体（地縁系）を対象とした情報交換会の開催（地域政策課 他）

○ 計画期間中の目標値

名 称	基準値 (H27)	目標値 (H32)
地区・地域の領域で活動する団体とテーマごとに活動する団体をつなげた件数		10 件
まちづくり活動団体等のコミュニティビジネスが創出された件数		2 件
円卓会議などを通じて地域課題が解決できると感じる職員の割合		30.0%

3 情報発信による信頼関係づくり

第2節 情報発信による信頼関係づくり

(情報の発信及び共有)

第9条 市民、まちづくり活動団体及び市は、互いの活動を理解し、協働によるまちづくりを推進するため、自らが行う活動に関する情報を発信し、共有するよう努めるものとします。

2 まちづくりに関する情報は、情報を受ける者に配慮し、適切な時期及び方法により発信し、共有されるものとします。

○ 主旨

第9条では、信頼関係を築く上で欠かせない情報共有について謳っています。互いに知り合い、話し合う場として円卓会議を活用したり、さまざまな情報伝達手段を効果的に活用したり、情報の発信と共有を進めることが大切です。

○ 現状と課題

■ 地域、まちづくり活動団体の活動情報や、助成金情報など活動を支援する情報については、情報紙や電子媒体を用いて支所、市民センター、市民活動センター等のまちづくり拠点や社会福祉協議会、商工会議所等の各分野の団体から発信しています。

今後は、市民、まちづくり活動団体、行政など多様な主体の連携・協力を加速させることや、発信する情報の幅を広げるためにも、さまざまな分野の拠点や団体間での情報共有を推進することが大切です。

■ 誰でも情報を受け取ることができるよう、いろいろな立場の受信者がいることを念頭に置き、常にその立場に立って、情報を発信していくことが必要です。

○ 計画期間中の方向性

① さまざまな分野間での情報共有の推進

さまざまな分野の拠点や団体間での情報共有を推進します。

② 受け手の立場に立った情報の伝達

情報の受け手に合わせ、フェイスブックなどの新しい情報伝達手段と広報紙やホームページなどの既存の手段の中から、適切な手段を選択し、発信します。

○ 計画期間中の取組

【方向性① さまざまな分野間での情報共有の推進】

- ・ 団体活動情報や助成金情報などの発信（協働推進課）
- ・ （仮称）廿日市地域業務連携会議の開催（協働推進課 他）

【方向性② 受け手の立場に立った情報の伝達】

- ・ 各種の情報発信ツールを利用した情報提供（経営政策課）
- ・ フェイスブックにおける「はつかいち市民リポーター制度」の活用（経営政策課）
- ・ 広報紙における「市民のページ」の取り組み（協働推進課）

○ 計画期間中の目標値

名 称	基準値(H26)	目標値(H32)
市ホームページの満足度 (資料：市民アンケート)	2.93	3.10
1 年間に分野の異なる組織同士が集う情報共有の場を設けた回数		4 回

4 人づくり

第3節 人づくり

(まちづくりに関わる人材の育成)

第10条 市民は、市民相互に行う生涯学習又は社会教育を通して、まちづくりに関わる人材を育成するよう努めるものとします。

2 市は、市民による人材の育成に対し、必要な支援を行います。

(子ども、若者等の育成)

第11条 市民による人材の育成及び市による支援は、次代のまちづくりを担う子ども、若者等の世代に対しても行われるよう配慮するものとします。

2 子どもを対象とした人材の育成は、家庭、学校及び地域住民その他の関係者が連携を図ることにより、行われるものとします。

(まちづくりリーダーの育成)

第12条 市民は、まちづくりを通して、その推進役を担う人材を育成するよう努めるものとします。

(人材を見いだす活動)

第13条 市民は、まちづくりに関わる人材を見いだすよう努めるものとします。

○ 主旨

第10条から13条では、まちづくりに関わる人財[※]の育成について謳っています。

市民が暮らしに近い市民センターで生涯学習や社会教育を通じて学び合うことや、次の時代のまちづくりを担う子どもや若者の育成が特に大切であること、まちづくりの推進役を担うリーダーの育成について規定しています。また、まちづくりに関わる人財を見つけるため、祭りやイベントなど気軽に参加できる機会をつくり、その中からまちづくりに関わる新たな人財を見つけることが大切です。

※ 第4章第3節の「主旨」では、人は、まちづくりを進めていく上での財産であるため、「人材」を「人財」と表現しています。

○ 現状と課題

■ 生涯学習や社会教育は、市民誰もが関わることのできる活動であり、市民主体のまちづくりの第一歩です。そしてその成果は、人材の育成につながり、まちづくり活動をより深めるものであると考えています。しかし、まちづくり拠点で学んだ知識や技能が、その後のまちづくり活動につながっていない場合があるため、それらを結びつける工夫が必要です。

■ これまで、地域住民が学校の教育活動を支援する取組や、学生が学生のボランティア活動を応援する取組など、子ども、若者の育成の支援を行ってきましたが、今後も若年層に視点をおいた人材育成の支援を行う必要があります。

■ まちづくりを進めていくためには、人と人をつなぎ、まとめることのできるリーダーシップを発揮する人材が欠かせません。そうした役割を担う人を育成するための支援を引き続き行う必要があります。

- 自治会・町内会を含めたまちづくり活動団体では、人の固定化・高齢化が進み、限られた人だけで運営がされている現状があります。市民センターなどのまちづくり拠点では、さまざまな分野の学習の機会がありますが、そうした場に「気軽に」参加できるような工夫が必要です。また、これまで子ども、若者の育成に視点をおいた場づくりを進めてきましたが、定年を迎えた元気な高齢者の活躍の場も求められています。

○ 計画期間中の方向性

① 知識・技能をまちづくりにつなげる

市民がいつでも集い、学び合いを通じて学習した成果が広く活用できるよう、個々の学習ニーズや社会的な課題を捉えた事業を実施します。

② 気軽に参加できる機会づくり

まちづくりに興味・関心のある市民が、気軽に参加できる機会づくりを進めます。

③ リーダーシップを発揮する人材の育成支援

リーダーシップを発揮する人材の育成講座を実施するなど、市民による人づくりを支援します。

○ 計画期間中の取組

【方向性① 知識・技能をまちづくりにつなげる】

- ・ 市民センター等での地域課題解決につながる主催事業の実施（地域政策課）

【方向性② 気軽に参加できる機会づくり】

- ・ 地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりの推進（生涯学習課）
- ・ （再掲）「まちづくり交流会」の開催による交流の場と機会の提供（協働推進課）

【方向性③ リーダーシップを発揮する人材の育成支援】

- ・ まちづくり活動、市民活動等を支援するためのスキルアップ講座の実施（協働推進課）

○ 計画期間中の目標値

名 称	基準値(H27)	目標値(H32)
地域の活動に参加している市民の割合 (資料：市民アンケート)	59.1%	65.0%
廿日市市に自分のまちとしての「愛着がある」若者の割合 (資料：市民アンケート)	53.3%	60.0%
地域課題を地域主体で解決できると感じる市民の割合		50.0%

(市の職員の育成)

第14条 市は、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成します。

○ 主旨

第14条では、市の職員を協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員に育成することを規定しています。職員一人ひとりが、まちづくりのプロセスにおける協働を理解するとともに、市民との協働の場や機会を日常的に持ち、対話を重ねる中で、お互いの理解や信頼の深まりを体感していくことが、多様な主体による協働のまちづくりの担い手としての職員づくりには肝心です。

○ 現状と課題

- 地域活動に「積極的に参加している」職員の割合は、11.6%、「ときどき参加している」職員は47.5%と、依然として低い傾向にあります。参加しない理由は、「忙しい」「参加するきっかけがない」「プライベートを優先したい」などです。

職員は、市民の一員であることを自覚してまちづくりに積極的に取り組む“責務”(第5条「市の責務」)があることから、職員が積極的に参加するような意識改革や参加のきっかけづくりが必要です。

- 市民は職員に対して、「コミュニケーション能力が高い」「人の話をよく聞く」「柔軟に対応できる」ことを求めています。こうした期待にこたえられるよう、職員がまちづくりのプロセスにおける協働を理解し、協働を意識して仕事に取り組むために必要な「コミュニケーション能力」や「政策形成能力」を高めるための研修を実施することが必要です。

○ 計画期間中の方向性

① 職員に対する協働の理念の浸透

協働を意識して日々の仕事に取り組む職員を育成するとともに、市民の一員であることを自覚し、まちづくりに積極的に参加するよう職員の意識改革を行います。

② 市民と協働で職務を遂行する職員の育成

多様化する市民ニーズを的確にとらえ、常に市民の立場にたって課題を把握し、市民と協働により課題解決ができる職員を育成します。

○ 計画期間中の取組

【方向性① 職員に対する協働の理念の浸透】

- ・ 協働によるまちづくり講演会(職員研修)の実施(協働推進課)
- ・ 市職員に対する地域活動への参加促進(協働推進課 他)

- ・ 人事評価制度の運用（人事課）

【方向性② 市民と協働で職務を遂行する職員の育成】

- ・ 地域コミュニティ活動体験研修の実施（人事課 他）
- ・ 民間企業等への派遣研修の検討（人事課）
- ・ 職員研修「プロセスデザインのコツ」の実施（協働推進課）

※ 協働推進事業における「プロセスデザイン」とは、合意形成の進め方のことを意味しています。

○ 計画期間中の目標値

名 称	基準値(H27)	目標値(H32)
過去２年間で協働によるまちづくり講演会（職員研修）に参加した職員の割合		50.0%
協働を意識して仕事に取り組む職員の割合 （資料：職員アンケート）	9.7%	50.0%
地域活動に積極的に参加している職員の割合 （資料：職員アンケート）	11.6%	50.0%

5 活動に対する評価と支援

第4節 評価及び支援

(活動の評価)

第15条 市民及びまちづくり活動団体は、その行う活動を顧みることにより、次の活動に生かすよう努めるものとします。

(市による評価及び支援)

第16条 市は、市民の行うまちづくりについて、その活動を評価し、必要な支援を行います。

2 市長は、まちづくりに対する評価の基準を決めようとするときは、あらかじめ、第17条に定める協働によるまちづくり審議会の意見を聴きます。

○ 主旨

第4章第4節の「評価」という言葉は、減点（採点）方式ではなく、加点（感謝）方式でとらえています。まちづくり活動は、さまざまな場所でさまざまな人や団体が行っています。活動に対する適正な評価や支援があれば、活動者の意欲が高まり、活動を継続しやすくなると考えています。

第15条では、自分の活動を振り返ってみることが、活動の継続やステップアップにつながることを謳っています。自身で振り返るだけでなく、活動を互いに知り合うこと、感謝の言葉をかけ合うことが、活動意欲を醸成し次の活動へのエネルギーとなり、持続可能な活動の展開へとつながります。

第16条では、市民のまちづくり活動に対する公共性・公益性の面からの市による評価と支援について規定しています。市民が取り組む活動が、社会公共の利益を生むまちづくりの活動である場合、その活動に対して、市が技術的、金銭的などさまざまな形で、相応の支援を行うことが大切です。

○ 現状と課題

多様な主体が参加するまちづくり交流会や住民自治組織が参加する情報交換会等を実施してきましたが、市民アンケート結果やヒアリング結果等から、市民活動の支援、活動しやすい環境づくりや、活動を評価する仕組み・制度を整えることが求められています。

このため、さまざまなまちづくり活動団体同士が連携し協力できるよう、地区・地域の領域で活動する団体（地縁系）と文化・福祉・環境などのテーマごとに活動する団体（テーマ系）が連携し、協力し合う関係づくりが必要です。

また、まちづくり活動団体や市が提案し、互いに協働で事業を実施する制度（協働事業提案制度）や市民のまちづくり活動を評価する制度（まちづくり活動評価制度）の構築に着手する必要があります。

○ 計画期間中の方向性

① 互いを知り合う場の充実（地縁系とテーマ系の活動団体）

まちづくりに関する交流会等を通じて、まちづくり活動団体同士がお互いの活動を知り合い、活動者同士が対話できる機会をつくれます。

② 協働事業提案制度及びまちづくり活動評価制度の構築

まちづくり活動団体と市、まちづくり活動団体同士など多様な主体によって協働によるまちづくりの取組が進むよう、それぞれの主体による協働事業の提案制度を構築し、中間支援機関（市民活動センター）等がそのマッチングを行います。

また、多様な主体が実施した協働事業の取組内容とその検証、評価された内容を市ホームページに公開します。

○ 計画期間中の取組

【方向性① 互いを知り合う場の充実（地縁系とテーマ系の活動団体）】

- ・ （再掲）「まちづくり交流会」の開催による交流の場と機会の提供（協働推進課）
- ・ （再掲）地区・地域の領域で活動する団体（地縁系）を対象とした情報交換会の開催（地域政策課 他）

【方向性② 協働事業提案制度及びまちづくり活動評価制度の構築】

- ・ （再掲）「（仮称）協働事業提案制度」の構築（協働推進課）

○ 計画期間中の目標値

名 称	基準値(H27)	目標値(H32)
まちづくり活動団体と市が連携して新たに実施する協働事業のうち公開した件数		10 件

6 推進、検証、改善

第3章 協働によるまちづくり推進計画

(協働によるまちづくり推進計画)

第6条 市長は、協働によるまちづくりを推進するための計画（以下「推進計画」といいます。）を策定します。

- 2 市長は、推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を聴きます。
- 3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

○ 主旨

市が協働によるまちづくりを、総合的かつ計画的に実施していくために、推進計画を策定し、進行管理を行います。

7 実効性の確保

第5章 実効性の確保

(協働によるまちづくり審議会)

第17条 この条例に定める協働によるまちづくりを実効性のあるものとし、かつ、まちづくりの実情に的確に対応させるため、協働によるまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置します。

2 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について調査し、審議します。

- (1) 第6条に規定する推進計画に関すること。
- (2) 協働によるまちづくりの実施状況に係る総合的評価に関すること。
- (3) 協働によるまちづくりに係る施策の改善に関すること。
- (4) 第16条第2項に規定するまちづくりに対する評価の基準に関すること。
- (5) この条例の改廃に関すること。

3 審議会は、市長からの諮問に応じて答申するほか、協働によるまちづくりの実施について、市長に意見を述べることができます。

4 審議会の会議は、公開とします。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができます。

(組織)

第18条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織します。

- (1) 第2条第2号ア及びイに規定する市民(個人に限る。)であって公募に応じた者
- (2) まちづくり活動団体から推薦を受けた者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、3年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

3 委員は、連続して3期を超えない範囲で再任されることができます。

(実施状況の検証)

第19条 市は、毎年この条例の実施状況を検証し、その結果を公表します。

(条例の見直し)

第20条 市長は、4年を超えない期間ごとに、審議会の意見を踏まえてこの条例の改正を検討し、必要があると認めるときは、この条例を見直します。

○ 主旨

条例の施行後、この条例が実際に機能しているか、まちづくりの状況に合わないものになっていないかなどを確認し、必要に応じて見直しを行うことが大切です。第5章では、市民の目線で、計画・実行・評価・改善を行いながら、協働によるまちづくりを確実に推進していくための手段について規定しています。

計画期間中の取組

計画期間中の取組一覧

条 文	方向性		担当課
	取組の内容		
前文～第3条			
P4～5	方向性① 協働の理念共有		
	協働事例集作成による条例の啓発		協働推進課
	出前トークによる条例の啓発		協働推進課
	条例の掲示等による啓発		協働推進課
第4条～第5条			
P6～7	方向性① 協働の実践と検証・評価		
	地域連携会議の開催による地域の情報や地域課題の共有		地域政策課 他
	パブリックコメント制度による市政への市民参画		経営政策課
	「(仮称)協働事業提案制度」の構築		協働推進課
第7条～8条			
P8～10	方向性① まちづくりを支える環境整備や交流、連携の場づくり		
	「まちづくり交流会」の開催による交流の場と機会の提供		協働推進課
	佐方市民センターと串戸市民センターの地域運営		地域政策課
	市民・まちづくり活動団体同士の連携促進		地域政策課 他
	地域支援員の設置による過疎・中山間地域等の生活支援		地域政策課
	方向性② コミュニティビジネスの創出		
	「しごと共創センター」の設置		しごと共創センター
	方向性③ 地域課題解決に向けた円卓会議の推進		
	地域における対話の機会への参画支援による円卓会議の推進		地域政策課・協働推進課
	地区・地域の領域で活動する団体(地縁系)を対象とした情報交換会の開催		地域政策課 他

第9条		
P11～12	方向性① さまざまな分野間での情報共有の推進	
	団体活動情報や助成金情報などの発信	協働推進課
	(仮称) 廿日市地域業務連携会議の開催	協働推進課 他
	方向性② 受け手の立場に立った情報の伝達	
	各種の情報発信ツールを利用した情報提供	経営政策課
	フェイスブックにおける「はつかいち市民リポーター制度」の活用	経営政策課
	広報紙における「市民のページ」の取り組み	協働推進課
第10条～第13条		
P13～14	方向性① 知識・技能をまちづくりにつなげる	
	市民センター等での地域課題解決につながる主催事業の実	地域政策課
	方向性② 気軽に参加できる機会づくり	
	地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりの推進	生涯学習課
	(再掲)「まちづくり交流会」の開催による交流の場と機会の提供	協働推進課
	方向性③ リーダーシップを発揮する人材の育成	
	まちづくり活動、市民活動等を支援するためのスキルアップ講座の実施	協働推進課
第14条		
P15～16	方向性① 職員に対する協働の理念の浸透	
	協働によるまちづくり講演会(職員研修)の実施	協働推進課
	市職員に対する地域活動への参加促進	協働推進課 他
	人事評価制度の運用	人事課
	方向性② 市民と協働で職務を遂行する職員の育成	
	地域コミュニティ活動体験研修の実施	人事課 他
	民間企業等への派遣研修の検討	人事課
	職員研修「プロセスデザインのコツ」の実施	協働推進課

第15条～第16条		
P17～18	方向性① 互いを知り合う場の充実(地縁系とテーマ系の活動団体	
	(再掲)「まちづくり交流会」の開催による交流の場と機会の提供	協働推進課
	(再掲) 地区・地域の領域で活動する団体(地縁系)を対象とした情報交換会の開催	地域政策課 他
	方向性② 協働事業提案制度及びまちづくり活動評価制度の構築	
	(再掲)「(仮称)協働事業提案制度」の構築	協働推進課

